主　眼　事　項	着　　眼　　点　　等	評価	備考
第１の１ 指定介護予防サービスの事業の一般原則	□　利用者の意思及び人格を尊重して，常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めているか。 ♦平18厚令35第3条第1項 □　指定介護予防サービスの事業を運営するに当たっては，地域との結び付きを重視し，市町村，他の介護予防サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めているか。♦平18厚令35第3条第2項 □　利用者の人権の擁護，虐待の防止等のため，必要な体制の整備を行うとともに，その従業者に対し，研修を実施する等の措置を講じているか。（経過措置あり）♦平18厚令35第3条第3項 □　利用者の人権の擁護及び虐待の防止を図るため，責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに，その従業者に対する研修の実施その他の必要な措置を講じるよう努めているか。 □　指定介護予防サービスを提供するに当たっては，法第１１８条の２第１項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し，適切かつ有効に行うよう努めているか。♦平18厚令35第3条第4項	適・否	令和６年３月３１日までは努力義務となる（経過措置） 責任者等体制の有・無 研修等実施の有・無
第１の２　基本方針〈法第115条の3第1項〉	□　その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行うことにより、利用者の療養生活の質の向上及び心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとなっているか。 ♦平18厚令35第186条	適・否	特に「自立支援」の観点からサービスを提供しているか
第１の２ 暴力団の排除	□　管理者及び従業者（副管理者その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それと同等以上の職にある者であって、利用者の利益に重大な影響を及ぼす業務について一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にあるもの）は、京都府暴力団排除条例第２条第３号に掲げる暴力団員ではないか。 □　運営について、京都府暴力団排除条例第２条第４号に掲げる暴力団員等の支配を受けていないか。	適・否	
第２　人員に関する基準 〈法第115条の4第1項〉	※　短期入所療養介護事業の主眼事項第２の全てを、介護予防短期入所療養介護事業に準用する。♦平18厚令35第187条 ただし、「短期入所療養介護」は「介護予防短期入所療養介護」と、「介護予防短期入所療養介護」は「短期入所療養介護」と、「介護予防サービス等基準第 187 条」は「指定居宅サービス等基準第 142 条」と読み替える。♦平11老企25第4の-	適・否	
第３　施設に関する基準 〈法第115条の4第2項〉	※　短期入所療養介護事業の主眼事項第３の全てを、介護予防短期入所療養介護事業に準用する。♦平18厚令35第188条 ただし、「短期入所療養介護」は「介護予防短期入所療養介護」と、「介護予防短期入所療養介護」は「短期入所療養介護」と、「介護予防サービス等基準第 188 条」は「指定居宅サービス等基準第 143 条」と読み替える。♦平11老企25第4の-	適・否	
第４　運営に関する基準 〈法第115条の4第2項〉	※　以下の項目を除く項目で、短期入所療養介護事業の主眼事項第４「運営に関する基準」のうち、２から８、10から11、13、21から23及び27から37は、介護予防短期入所療養介護事業に準用する。 ただし、「短期入所療養介護」は「介護予防短期入所療養介護」と、「居宅介護支援」は「介護予防支援」と、「要介護認定」は「要支援認定」と、「居宅サービス計画」は「介護予防サービス計画」と、「要介護状態の程度を増進させたと認められるとき」は「要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき」と読み替える。 ※　平成 27 年度よりリハビリテーション機能強化加算を本体報酬に包括化したことを踏まえ、以下の事項について、あわせて留意すべきものであること。♦平12老企40第2の9 (1) ①	適・否	

主　眼　事　項	着　　眼　　点　　等	評価	備考
	イ　実用的な日常生活における諸活動の自立性の向上のために、利用者の状態像に応じ、利用者に必要な理学療法、作業療法又は言語聴覚療法を適時適切に提供できる体制が整備されていること。 ロ　理学療法又は作業療法については、実用歩行訓練・活動向上訓練・運動療法等を組み合わせて利用者の状態像に応じて行うことが必要であり、言語聴覚療法については、失語症、構音障害、難聴に伴う聴覚・言語機能の障害又は人工内耳埋込術後等の言語聴覚機能に障害を持つ利用者に対して言語機能又は聴覚機能に係る活動向上訓練を行うことが必要である。 　当該訓練により向上させた諸活動の能力については、常に看護師等により日常生活での実行状況に生かされるよう働きかけが行われることが必要である。 ハ　理学療法、作業療法又は言語聴覚療法は、利用者の実用的な在宅生活における諸活動の自立性の向上のため訓練の専用施設外においても訓練を行うことができる。 　なお、言語聴覚療法を行う場合は、車椅子・歩行器・杖等を使用する患者が容易に出入り可能であり、遮音等に配慮された部屋等を確保することが望ましい。 ニ　理学療法、作業療法又は言語聴覚療法を行うに当たっては、医師、看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等が共同してリハビリテーション実施計画書を作成し、これに基づいて行った個別リビリテーションの効果、実施方法等について評価等を行う。なお、短期入所療養介護においては、リハビリテーション実施計画に相当する内容を短期入所療養介護計画の中に記載する場合は、その記載をもってリハビリテーション実施計画の作成に代えることができるものとすること。 ホ　医師等リハビリテーション従事者は、理学療法、作業療法又は言語聴覚療法を行う場合は、開始時に利用者に対してリハビリテーション実施計画の内容を説明し、記録すること。 ヘ　リハビリテーションに関する記録（実施時間、訓練内容、担当者等）は患者毎に保管され、常に当該事業所のリハビリテーション従事者により閲覧が可能であるようにすること。		
1　対象者	□　事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設の療養室、病院の療養病床に係る病室、診療所の指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室又は病院の老人性認知症疾患療養病棟においてサービスを提供しているか。◆平18厚令35第189条	適・否	
2　介護予防サービス費の支給を受けるための援助	□　サービスの提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第83条の９各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、サービスの提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明するとともに、介護予防支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っているか。◆平27厚令4第15条準用	適・否	事例あるか あれば対応内容
3　利用料等の受領	□　法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該サービスに係る介護予防サービス費用基準額から保険給付の額を控除して得た額の支払を受けているか。◆平18厚令35第190条第1項 □　法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防短期入所療養介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じていないか。◆平18厚令35第190条第2項 □ 上記の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額以外の支払を利用者から受けていないか。◆平18厚令35第190条第3項 ア　食事の提供に要する費用	適・否	領収証確認 償還払対象者等10割徴収の例あるか その他利用料

主　眼　事　項	着　　眼　　点　　等	評価	備考
	（法第61条の３第１項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第２項第１号に規定する食費の基準費用額（同条第４項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同条第２項第１号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。） イ　滞在に要する費用 （法第61条の３第１項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第２項第２号に規定する滞在費の基準費用額（同条第４項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同条第２項第２号に規定する滞在費の負担限度額）を限度とする。） ウ　厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用 エ　厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用 オ　送迎に要する費用（厚生労働大臣が別に定める場合を除く。） カ　理美容代 キ　アからカに掲げるもののほか、介護予防短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの。 ◎　保険給付となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払を受けることは認められない。 ♦平11老企25第3の九2（1）②準用 ◎　キの費用の具体的な範囲については、別に通知された「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」に沿って適切に取り扱うこと。♦平12老企54 □ 上記のアからエまでの費用については、厚生労働大臣が定める「居住、滞在及び食事の提供に係る利用料等に関する指針」及び「厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準」等の定めるところによっているか。 ♦平18厚令35第190条第4項、♦平11老企25第3の九2（1）②準用		
	□　上記のア又はエの食事の提供に要する費用又は利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用を利用者から受領するときは、１食を単位として受領しているか。 ただし、経管栄養による場合その他の１食を単位としてその費用を設定することが困難である場合は、この限りでない。		【食費の受領】 食事代は一食毎の算定であるか
	□　サービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得ているか。 なお、アからエまでに掲げる費用に係る同意については、文書によること。♦平18厚令35第190条第5項 ※　当該同意については、利用者及び事業者双方の保護の立場から、当該サービスの内容及び費用の額を明示した文書に、利用者の署名を受けることにより行うものとする。 この同意書による確認は、利用申込時の重要事項説明に際して包括的な同意を得ることで足りるが、以後当該同意書に記載されていない日常生活費等について別途受領する必要が生じたときはその都度、同意書により確認するものとする。 ※　上記アからオに掲げる費用に係るサービス以外のもので、個人の希望を確認した上で提供されるものについても、同様の取扱いが適当である。		同意が確認できる文書確認
	□　サービス提供に要した費用につき、その支払を受ける際、次の領収証を交付しているか。♦法第41条第8項準用		振込や口座引落の場合、交付時期及び方法を確認
	□　領収証には、サービス提供について支払を受けた費用の額のうち、保険適用の自己負担額、食事の提供に要した費用の額、滞在に要した費用の額及びその他の費用の額を区分して記載し、その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載してい		確定申告（医療費控除）に利用できるものか様式確認

主　眼　事　項	着　　眼　　点　　等	評価	備考
	るか。 ♦施行規則第６５条準用		
４　身体的拘束等の禁止	□　サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行っていないか。 ♦平18厚令３５第１９１条第1項 □　身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。 ◎　当該記録は主治医が診療録に行わなければならない。 ♦平18厚令３５第１９１条第2項	適・否	拘束事例 人 それぞれ記録確認
５　運営規程	□　次に掲げる重要事項を内容とする運営規程を定めているか。 ♦平11厚令３５第１９２条 ア　事業の目的及び運営の方針 イ　従業者の職種、員数及び職務の内容 ウ　サービスの内容及び利用料その他の費用の額 エ　通常の送迎の実施地域 オ　施設利用に当たっての留意事項 カ　非常災害対策 キ　虐待の防止のための措置に関する事項 ク　その他運営に関する重要事項 ◎　当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続について定めておくことが望ましい。♦平11老企２５第３の九２（8）		変更ある場合、変更届が出されているか （人員のみなら4/1付） その他の費用は金額明示か（実費も可） □通常の送迎の実施地域は実態に即しているか また、客観的に区域が特定された記載か ★重要事項説明書と不整合ないか □職員の員数 □営業日・営業時間 □通常の事業実施地域 □利用料・その他費用 キの虐待の防止のための措置に関する事項については、令和６年３月３１日までは努力義務となる（経過措置）
６　勤務体制の確保等	□　利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めているか。♦平11厚令３７第１０１条第１項準用 ◎　原則として月ごとの勤務表を作成し、サービス従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別等を明確にすること。 ♦平11老企２５第３の六３（5）①準用 □　事業所ごとに、当該事業所の従業者によってサービスを提供しているか。 ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。♦平11厚令３７第１０１条第2項準用 ◎　調理、洗濯等の利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託等を行うことを認めるものである。 ♦平11老企２５第３の六３（5）②準用 □　従業者の資質向上のために、研修の機会を確保しているか。その際すべての従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じているか。（経過措置あり） ♦平11厚令３７第１０１条第3項準用 ◎　従業者の質の向上を図るため、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保すること。 また、介護サービス事業者に、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務づけることとしたものであり、これは、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させ、認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から実施するものである。	適・否	実際に使用されている勤務表確認 委託あれば内容 内部・外部研修実施状況確認 記録の【　有　・　無　】 （実施日時、参加者、配布資料　等） 認知症介護に係る基礎的な研修については令和６年３月３１日までは努力義務（経過措置）

主　眼　事　項	着　　眼　　点　　等	評価	備考
	当該義務付けの対象とならない者は、各資格のカリキュラム等において、認知症介護に関する基礎的な知識及び技術を習得している者とすることとし、具体的には、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者に加え、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等とする。 なお、当該義務付けの適用に当たっては、令和６年３月 31 日までの間は、努力義務とされている。指定通所介護事業者は、令和６年３月 31 日までに医療・福祉関係資格を有さない全ての通所介護従業者に対し認知症介護基礎研修を受講させるための必要な措置を講じなければならない。また、新規採用、中途採用を問わず、事業所が新たに採用した従業者（医療・福祉関係資格を有さない者に限る。）に対する当該義務付けの適用については、採用後１年間の猶予期間を設けることとし、採用後１年を経過するまでに認知症介護基礎研修を受講させることとする（この場合についても、令和６年３月 31 日までは努力義務で差し支えない）。 ♦平11老企25第3の二3 (6) ③準用 □　適切な指定短期入所療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。　♦平11厚令37第101条第4項準用 ◎　事業主が講ずべき措置の具体的内容及び事業主が講じることが望ましい取組については、次のとおりとする。なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意すること。 イ　事業主が講ずべき措置の具体的内容 事業主が講ずべき措置の具体的な内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成 18 年厚生労働省告示第 615 号）及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和２年厚生労働省告示第５号。以下「パワーハラスメント指針」という。）において規定されているとおりであるが、特に留意されたい内容は以下のとおりである。 ａ　事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。 ｂ　相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。 なお、パワーハラスメント防止のための事業主の方針の明確化等の措置義務については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 24 号）附則第３条の規定により読み替えられた労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第 30 条の２第１項の規定により、中小企業（資本金が５０００万円以下又は常時使用する従業員の数が１００人以下の企業）は、令和４年４月１日から義務化となり、それまでの間は努力義務とされているが、適切な勤務体制の確保等の観点から、必要な措置を講じるよう努められたい。 ロ　事業主が講じることが望ましい取組について パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷		

主　眼　事　項	着　　眼　　点　　等	評価	備考
	惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、②被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して１人で対応させない等）及び③被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）が規定されている。介護現場では特に、利用者又はその家族等からのカスタマーハラスメントの防止が求められていることから、イ（事業主が講ずべき措置の具体的内容）の必要な措置を講じるにあたっては、「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」、「（管理職・職員向け）研修のための手引き」等を参考にした取組を行うことが望ましい。　♦平11老企25第3の−3（21）④準用 （認知症介護基礎研修の義務づけについて） *R3 Q&A Vol.3 問3* *養成施設については卒業証明書及び履修科目証明書により、事業所及び自治体が認知症に係る科目を受講していることが確認できることを条件として対象外とする。福祉系高校の卒業者については、卒業証明書により単に卒業が証明できれば対象外として差し支えない。* *R3 Q&A Vol.3 問4* *認知症介護実践者研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護指導者研修等の認知症の介護等に係る研修を修了した者については、義務づけの対象外として差し支えない。* *R3 Q&A Vol.3 問5* *認知症サポーター等養成講座修了者は、義務付けの対象外とはならない。*		
7　業務継続計画の策定	□　事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。（経過措置あり） ♦平11厚令37第30条の2第1項準用 □　事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しているか。 ♦平11厚令37第30条の2第2項準用 □　事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。♦平11厚令37第30条の2第3項準用 ◎　業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。また、感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携し取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましい。 ♦平11老企25第3の六3（6）①準用 ◎　業務継続計画には、以下の項目等を記載すること。なお、各項目の記載内容については、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照されたい。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定すること。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。 イ　感染症に係る業務継続計画 ａ　平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等） ｂ　初動対応 ｃ　感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等） ロ　災害に係る業務継続計画	適・否	令和６年３月３１日までは努力義務（経過措置） 業務継続計画の有・無 周知の方法 見直しの頻度 研修の開催 年１回以上必要 実施日 年　月　日 新規採用時の研修の有無　（有・無） 訓練の実施 年１回以上必要 実施日 年　月　日

主　眼　事　項	着　　眼　　点　　等	評価	備考
	ａ　平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等） ｂ　緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等） ｃ　他施設及び地域との連携 ♦平11老企25第3の六3（6）②準用 ◎　研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとする。職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年１回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録すること。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。 ♦平11老企25第3の六3（6）③準用 ◎　訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的（年１回以上）に実施するものとする。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。また、災害の業務継続計画に係る訓練については、非常災害対策に係る訓練と一体的に実施することも差し支えない。訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。 ♦平11老企25第3の六3（6）④準用		
８　定員の遵守	□　次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時にサービスを行っていないか。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合はこの限りでない。♦平18厚令35第193条 介護医療院である事業所にあっては、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数 ＊　利用者の状況や利用者の家族等の事情により、指定介護予防支援等基準第２条に規定する担当職員が、緊急に指定介護予防短期入所療養介護を受けることが必要と認めた者に対し、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がないと認められる場合において、利用者数を超えて、静養室において指定介護予防短期入所療養介護を行うことが認められる。♦平18厚令35第139条の－2準用	適・否	
第５　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 １　指定介護予防短期入所療養介護の基本取扱方針	□　利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行っているか。♦平18厚令35第196条第1項 □　自らその提供するサービスの質の評価を行うとともに、主治医又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図っているか。♦平18厚令35第196条第2項 □　サービスの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たっているか。♦平18厚令35第196条第3項 □　利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めているか。♦平18厚令35第196条第4項 ◎　「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として、利用者のできる能力を阻害するような不適切なサービス提供をしないよう配慮すること。♦平11老企25第4の三7（1）③ □　サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めているか。♦平18厚令35第196条第5項	適・否	自主点検の有・無

主　眼　事　項	着　　眼　　点　　等	評価	備考
２　指定介護予防短期入所療養介護の具体的取扱方針	□　サービスの提供に当たっては、主治医又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、病状、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行っているか。♦平18厚令35第197条第1号 □　相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、上記に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防短期入所療養介護計画を作成しているか。♦平18厚令35第197条第2号 ◎　「相当期間以上」とは、概ね４日以上連続して利用する場合を指すこととするが、４日未満の利用者にあっても、担当する介護予防支援事業者等と連携をとること等により、利用者の心身の状況等を踏まえて、他の介護予防短期入所療養介護計画を作成した利用者に準じて、必要な介護及び機能訓練等の支援を行うものとする。♦平11老企25第4の三7（2）① ◎　介護支援専門員の資格を有する者がいる場合は、その者に当該計画の取りまとめを行わせること。いない場合には、療養介護計画作成の経験を有する者に作成をさせることが望ましい。 □　介護予防短期入所療養介護計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しているか。 ♦平18厚令35第197条第3号 ◎　介護予防短期入所療養介護計画の作成後に介護予防サービス計画が作成された場合は、当該介護予防短期入所療養介護計画が介護予防サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更すること。♦平11老企25第4の三7（2）② □　管理者は、介護予防短期入所療養介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。♦平18厚令35第197条第4号 ◎　実施状況や評価についても説明を行うこと。 ♦平11老企25第4の三7（2）③ □　介護予防短期入所療養介護計画を作成した際には、当該計画を利用者に交付しているか。♦平18厚令35第197条第5号 □　サービスの提供に当たっては、介護予防短期入所療養介護計画が作成されている場合には、当該計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行っているか。♦平18厚令35第197条第6号 □　サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。♦平18厚令35第197条第7号 ◎　指定介護予防支援事業者から、介護予防短期入所療養介護計画の提供の求めがあった際には、当該介護予防短期療養介護計画を提供することに協力するよう努めること。　♦平11老企25第4の三2（2）⑥準用	適・否	計画の内容確認 サービス担当者会議への出席状況及び会議内容の記録、計画への反映確認 介護予防サービス計画の入手確認 説明の方法確認 同意は文書か 交付したことを確認でできる記録があるか
３　診療の方針	□　医師の診療の方針は、次に掲げるところによっているか。 ♦平18厚令35第198条 ア　診療は、一般に医師として診療の必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上適当妥当適切に行う。 イ　診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、利用者の心身の状況を観察し、要支援者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果をもあげることができるよう適切な指導を行う。 ウ　常に利用者の病状及び心身の状況並びに日常生活及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行う。 エ　検査、投薬、注射、処置等は利用者の病状に照らして妥当適切に行う。 オ　特殊な療法又は新しい療法等については、別に厚生労働大臣が定めるもの（注１）のほかは行ってはならない。	適・否	

主　眼　事　項	着　　眼　　点　　等	評価	備考
	カ　別に厚生労働大臣が定める医薬品（注２）以外の医薬品を利用者に施用し、又は処方してはならない。 キ　入院患者の病状の急変等により、自ら必要な医療を提供することが困難であると認めたときは、他の医師の対診を求める等診療について適切な処置を講じなければならない。 注１　厚生労働大臣が定める療法等♦平12厚告124 指定短期入所療養介護事業所、指定介護療養型医療施設若しくは介護医療院又は指定介護予防短期入所療養介護事業所に係る厚生労働大臣が定める療法等は、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成１８年厚生労働省告示第１０７号）第五に定める療法等とする。 注２　指定短期入所療養介護事業所、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設及び介護医療院並びに介護予防指定短期入所療養介護事業所の医師の使用医薬品　♦平12厚告125 療担規則及び薬規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成１８年厚告第１０７号）第６に定める使用医薬品（薬価基準に収載されている医薬品）		
４　機能訓練	□　利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要な理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行っているか。♦平18厚令35第199条	適・否	実施状況確認 個別リハ対象者数 実施頻度
５　看護及び医学的管理の下における介護	□　看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行われているか。♦平18厚令35第200条第1項 □　１週間に２回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきしているか。♦平18厚令35第200条第2項 ◎　利用者の心身の状況や自立支援を踏まえ、適切な方法により実施すること。♦平11老企25第4の三7（5）① ◎　利用者の心身の状況から入浴が困難な場合には、清しきを実施する等、利用者の清潔保持に努めること。 □　利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行っているか。♦平18厚令35第200条第3項 ◎　利用者の心身の状況や排せつ状況などをもとに自立支援の観点から、トイレ誘導や排せつ介助等について適切な方法により実施すること。♦平11老企25第4の三7（5）② □　おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えているか。♦平18厚令35第200条第4項 ◎　利用者の心身及び活動状況に適したおむつを提供し、適切におむつを交換すること。♦平11老企25第4の三7（5）② □　上記に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の支援を適切に行っているか。♦平18厚令35第200条第5項 □　利用者に対して、利用者の負担により、従業者以外の者による看護及び介護を受けさせていないか。♦平18厚令35第200条第6項	適・否	記録で確認できるか 特浴利用者いるか。（どういう状態の人か） 排泄介助の状況 トイレ利用　　人 ポータブル　　人 おむつ　　人 おむつ交換（定時）の回数
６　食事の提供	□　利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状況、病状及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行われているか。♦平18厚令35第201条第1項 ◎　利用者ごとの栄養状態を定期的に把握し、個々の利用者の栄養状態に応じた栄養管理を行うように努めるとともに、摂食・嚥下機能その他の利用者の身体の状況や、食形態、嗜好等にも配慮した適切な栄養量及び内容とすること。 また、利用者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めなければならないこと。♦平11老企25第4の三7（6）① ◎　調理は、あらかじめ作成された献立に従って行うとともに、その実施状況を明らかにしておくこと。♦平11老企25第4の三7（6）② ◎　夕食時間は午後６時以降とすることが望ましいが、早くとも５時以降とすること。♦平11老企25第4の三7（6）③ ◎　食事の提供に関する業務は当該事業者自らが行うことが望ま	適・否	嗜好調査や残飯量の調査等栄養士が嗜好の把握に努めているか 時間　朝食：　時 昼食：　時 夕食：　時 食事介助の状況 自立　　人 一部介助　　人 全介助　　人 朝夕の食事介助従事者

主　眼　事　項	着　　眼　　点　　等	評価	備考
	しいが、栄養管理、調理管理、材料管理、施設等管理、業務管理、衛生管理、労働衛生管理について事業者自らが行う等、当該事業者の管理者が業務遂行上必要な注意を果たし得るような体制と契約内容により、食事サービスの質が確保される場合には、当該事業者の最終的責任の下で第三者に委託することができること。 ♦平11老企25第4の三7（6）④ ◎　食事提供については、利用者の嚥下や咀嚼の状況、食欲など心身の状態等を当該利用者の食事に的確に反映させるために、療養室等関係部門と食事関係部門との連携が十分とられていることが必要であること。♦平11老企25第4の三7（6）⑤ ◎　利用者に対しては適切な栄養食事相談を行う必要があること。 ♦平11老企25第4の三7（6）⑥ ◎　食事内容については、当該事業者の医師又は栄養士を含む会議において検討が加えられなければならないこと。 ♦平11老企25第4の三7（6）⑦ □　利用者の食事は、その者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めているか。♦平18厚令35第201条第2項 ◎　転換型の療養病床等であって食堂がない場合は、できるだけ離床して食事が食べられるよう努力しなければならない。 ♦平11老企25第3の九2（7）①準用		数確認 部屋食者の有無
7　その他のサービスの提供	□　適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めているか。♦平18厚令35第202条第1項 □　常に利用者の家族との連携を図るよう努めているか。 ♦平18厚令35第202条第2項	適・否	レク内容確認
第６　ユニット型指定介護予防短期入所療養介護	※　介護予防短期入所療養介護であって、その全部において少数の療養室等及び当該療養室等に近接して設けられる共同生活室により一体的に構成される場所（以下「ユニット」という。）ごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるものをいう。 ♦平18厚令35第203条	適・否	
1　基本方針	□　利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の療養生活の質の向上及び心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとなっているか。♦平18厚令35第204条	適・否	
2　設備に関する基準	※　短期入所療養介護事業の主眼事項第５の２の全てを、介護予防短期入所療養介護事業に準用する。 ただし、「短期入所療養介護」は「介護予防短期入所療養介護」と、「介護予防短期入所療養介護」は「短期入所療養介護」と、「介護予防サービス等基準第205条」は「指定居宅サービス等基準第155の４条」と読み替える。♦平18厚令35第205条	適・否	特に「自立支援」の観点からサービスを提供しているか
3　運営に関する基準 (1)　利用料等の受領	□　本主眼事項第４「運営に関する基準」の３「利用料等の受領」を準用する。♦平18厚令35第206条	適・否	
(2)　運営規程	□　短期入所療養介護事業の主眼事項第５「ユニット型指定短期入所療養介護」の３「運営に関する基準」の(6)「運営規程」を準用する。♦平18厚令35第207条	適・否	
(3)勤務体制の確保等	□　短期入所療養介護事業の主眼事項第５「ユニット型指定短期入所療養介護」の３「運営に関する基準」の(7)「勤務体制の確保等」を準用する。♦平18厚令35第208条	適・否	
(4)定員の遵守	□　短期入所療養介護事業の主眼事項第５「ユニット型指定短期入所療養介護」の３「運営に関する基準」の(8)「定員の遵守」を準用する。♦平18厚令35第209条	適・否	

主　眼　事　項	着　　眼　　点　　等	評価	備考
(5)準用	□　本主眼事項第４の運営に関する基準のうち、上記(1)から(4)に該当する項目を除く項目については、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業に準用する。♦平18厚令35第210条	適・否	
４　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (1)ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっての留意事項	□　利用者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとして行っているか。 ♦平18厚令35第211条第1項 ◎　利用者へのサービスの提供に当たっては、利用前の居宅における生活と利用後の生活が連続したものとなるよう配慮することが必要であり、このため職員は、一人一人の利用者について、個性、心身の状況、入居に至るまでの生活歴とその中で培われてきた生活様式や生活習慣を具体的に把握した上で、その日常生活上の活動を適切に援助しなければならない。 なお、利用者の意向に関わりなく集団で行うゲームや、日常生活動作にない動作を通じた機能訓練など、家庭の中では通常行われないことを行うのは、サービスとして適当でない。 ♦平11老企25第3の九3 (5) ① □　各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われているか。♦平18厚令35第211条第2項 □　利用者のプライバシーの確保に配慮して行われているか。 ♦平18厚令35第211条第3項	適・否	
(2)看護及び医学的管理の下における介護	□　看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、利用者の病状及び心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われているか。♦平18厚令35第212条第1項 ◎　利用者が相互に社会的関係を築くことを支援するという点では、単に利用者が家事の中で役割を持つことを支援するにとどまらず、例えば、利用者相互の間で、頼り、頼られるといった精神的な面での役割が生まれることを支援することにも留意する必要がある。♦平11老企25第3の九3 (6) ① □　利用者の日常生活における家事を、利用者が、その病状及び心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しているか。♦平18厚令35第212条第2項 ※　「日常生活における家事」には、食事の簡単な下準備や配膳、後片付け、清掃やゴミ出しなど、多様なものが考えられる。 ♦平11老企25第3の九3 (6) ② □　利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供しているか。 ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。♦平18厚令35第212条第3項 ◎　入浴が単に身体の清潔を維持するだけでなく、利用者が精神的に快適な生活を営む上でも重要なものであることから、一律の入浴回数を設けるのではなく、個浴の実施など利用者の意向に応じることができるだけの入浴機会を設けなければならないこと。♦平11老企25第3の九3 (6) ③ □　利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行っているか。♦平18厚令35第212条第4項 □　おむつを使用せざるを得ない利用者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えているか。 ♦平18厚令35第212条第5項 □　上記に定めるほか、利用者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しているか。♦平18厚令35第212条第6項 □　利用者に対して、利用者の負担により、従業者以外の者による看護及び介護を受けさせていないか。♦平18厚令35第212条第7項 ※　注釈については本主眼事項第５の４「看護及び医学的管理の下における介護」参照のこと。♦平11老企25第3の九2 (6) 準用	適・否	記録で確認できるか 特浴利用者いるか。 （どういう状態の方か） 排泄介助の状況 トイレ利用　　人 ポータブル　　人 おむつ　　人 おむつ交換（定時）の回数

主　眼　事　項	着　　眼　　点　　等	評価	備考
(3)　食事	□　栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しているか。♦平18厚令35第213条第1項 □　利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行っているか。♦平18厚令35第213条第2項 □　利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保しているか。 ♦平18厚令35第213条第3項 ◎　事業者側の都合で急かしたりすることなく、入居者が自分のペースで食事を摂ることができるよう十分な時間を確保しなければならないこと。♦平11老企25第3の九3（7）① □　利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事を摂ることを支援しているか。♦平18厚令35第213条第4項 ※　注釈については本主眼事項第５の５「食事の提供」参照のこと ♦平11老企25第3の九2（7）準用	適 ・ 否	嗜好調査や残飯量の調査等栄養士が嗜好の把握に努めているか 時間　朝食：　時 　　昼食：　時 　　夕食：　時 食事介助の状況 　自立　　人 　一部介助　　人 　全介助　　人 朝夕の食事介助従事者数確認 部屋食者の有無
(4) その他のサービスの提供	□　利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自律的に行うこれらの活動を支援しているか。♦平18厚令35第214条第1項 □　常に利用者の家族との連携を図るよう努めているか。 ♦平18厚令35第214条第2項 ◎　療養室等は、家族や友人が来訪・宿泊して利用者と交流するのに適した個室であることから、これらの者ができる限り気軽に来訪・宿泊することができるよう配慮しなければならない。 ♦平11老企25第3の九3（8）②	適 ・ 否	レク内容確認（特に個人の希望等の反映状況）
(5)　準用	□　本主眼事項第５の介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準のうち、上記(1)から(4)に該当する項目を除く項目については、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。♦平18厚令35第215条	適 ・ 否	
第７　変更の届出等 〈法第115条の5〉	□　事業所の名称及び所在地その他介護保険法施行規則第140条の19で定める事項に変更があったとき、又は当該事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、同条で定めるところにより、10日以内に、その旨を京都府知事に届け出ているか。	適 ・ 否	
第８　介護給付費の算定及び取扱い 〈法第53条第2項〉 １　基本的事項	※　短期入所療養介護事業（介護医療院併設）の主眼事項第７のうち，以下の項目， ・緊急短期入所受入加算 ・特別診療費（重度療養管理） ・特定介護医療院短期入所療養介護費 を除く全てを，介護予防短期入所療養介護事業に準用する。 ただし，「短期入所療養介護」は「介護予防短期入所療養介護」と，「介護予防短期入所療養介護」は「短期入所療養介護」と，「要介護」は「要支援」と，「算定方法第４号」は「算定方法第18号」と， 「基準第142条」は「基準第187条」と，読み替える。 ♦平18厚告127の別表7，平18老計発第0317001号他第2の8 □　事業に要する費用の額は，平成18年厚生労働省告示第127号の別表「指定介護予防サービス介護給付費単位数表」により算定されているか。♦平18厚告127の- ※　事業所ごとに所定単位数をより低い単位数を設定する旨を，京 都府に事前に届出を行った場合は，この限りではない。	適 ・ 否	